

公開質問状

「開かれた教育委員会会議を求める請願」の不採択理由の疑問点

今治市教育委員会様

『えひめ教科書裁判を支える会』

公開質問状への返答送付先

〒

今治市

(印)

電話

2011年 7月29日

公開質問の趣旨

私たちは、貴委員会が、開かれた委員会になることを願って、「開かれた教育委員会会議を求める請願書」を2011年5月25日に提出しました。貴委員会は、6月8日の第9回教委委員会において同請願を審議し、すべての請願事項を不採択としました。その全ての不採択理由には、多くの疑問がありますが、下記の二つの不採択理由に絞って疑問点を述べますので、返答を8月10日までに書面でお願いします。

記

1、 貴委員会は、「会議の開催日・時間を毎月同じく（たとえば、毎月第一週の火曜日10：00）するか、少なくとも開催日を3週間前には公表し、かつ、少なくとも会議を年に2回は、日曜日の午後ないし平日の夕方に行うこと。」との請願事項を次の理由で不採択としました。

不採択理由（第9回教委委員会会議録より）

欠席また日程変更が生じないように、1週間前頃までに決定し、ホームページで公開しています。したがって、週や曜日を予め決定しておくことや、3週間以上前の公開は現状では難しいと考えております。また、開催は、平日、市役所の開庁時間内にさせていただきたいと考えます。

不採択理由の疑問点

(1) 2011（平成23）年3月4日に開かれた3月定例会である第3回教育委員会会議録（以下「会議録」という。）7頁には、次回の定例会（4月）の日程を、協議の結果、「4月4日（月）と決定する。」と記載されています。

2005（平成17）年5月9日に開かれた5月定例会である第5回教育委員会会議録にも、「協議の結果、6月8日（水）午後2：00と決定する。」と記載されています。つまり、翌月の定例会の開催日を委員会会議の最後に協議し、決定しています。

不採択理由と、これまで長年続けられている次回の定例会の日程を決める手続きとは、大きな矛盾があります。

(2) しかも、これまでの次回の委員会の日程の決め方（会議で協議して決める方法）と、1ヶ月先の日程を決めるという日程を決める時期という、二つのことを変更し、密室で決め、しかもわずか1週間前にしか告知しないということへの変更は、今年の4月定例会からです。つまり、教科書採択手続きが始まった時期と重なります。これは、偶然でしょうか。この変更と請願を不採択とした理由は、次回の委員会の日程を早く知らせたくないからではないでしょうか。

(3) 前記しました変更は、これまでの委員会会議をさらに閉じられた委員会会議にしただけでなく、それは、文部科学省の「採択について（通知）」にある、開かれた採択にも逆行する行為ではないでしょうか。

(4) 「欠席また日程変更が生じないように、1週間前頃までに決定し、ホームページで公開しています。したがって、週や曜日を予め決定しておくことや、3週間以上前の公開は現状では難しいと考えております。」

との不採択理由は、憲法 92 条の住民自治の本旨に基づく、主権者（住民主権）への配慮が全くありません。

- (5) 「少なくとも会議を年に 2 回は、日曜日の午後ないし平日の夕方に行うこと。」との請願事項に、「開催は、平日、市役所の開庁時間内にさせていただきたいと考えます。」との不採択理由は、「平日の市役所の開庁時間内」に仕事をしている多くの住民の傍聴をする機会と権利を奪っていることになるのではないかでしょうか。この点においても、不採択理由には、主権者の住民へのまなざしが、全く感じられません。
- (6) 教育長以外の委員は、特別職の職員としての報酬（委員長は、月額 126800 円、委員は、102500 円）を私たち住民の税金である公金を受け取っています。しかも、通常、月に 1 回の定例会に出席することで、この報酬を受け取っています。また、教育委員という重責を考えても、定例会の出席を最優先することが、不可欠でしょう。

そのためには、定例会の日時を早く決めないと、他の予定が立たなくなります。このような理由から、(1) で示したように、翌月の委員会の日程を協議し、決定していたのです。つまり、「欠席または日程変更が生じないように、1 週間前頃までに決定」するという日程の決定方法は、全く合理性がありません。つまり、「ための理由」であることを示しているのではないかでしょうか。

以上の疑問にお答えください。

2、 貴委員会は、「傍聴希望者は、全員会議を傍聴できるようにすること。」との請願事項を次の理由で不採択としました。

不採択理由（第 9 回教委委員会会議録より）

会場の広さの関係から一定の人数制限を設けることは、やむを得ないものと考えております。

不採択理由の疑問点

- (1) 定例会の会場として、最も多く使用されています「庁舎附属棟会議室」

の傍聴者の人数制限は、5名です。また、2010年8月30日、第12回教育委員会の会場として利用された波方公民館第1会議室の人数制限は、10名でした。両建物の管理担当者に広さを確認しましたが、波方公民館第1会議室の方がやや広いとのことですですが、人数制限が倍となるほどの違いはありません。つまり、不採択理由である会場の広さと傍聴者の人数制限には、合理性がありません。

- (2) また、定例会には、5名の教育委員と教育委員会事務局（各課長など）8人程度ほどが出席しています。たとえば、「庁舎附属棟会議室」の広さからすると消防法などの人数制限を勘案しても、少なくともでも15人から20人の傍聴者を収容できる広さがあります。つまり、不採択理由である会場の広さと傍聴者の人数制限には、この点からも、合理性がありません。
- (3) 文部科学省の「採択について（通知）」にある開かれた採択とは、当然ながら、多くの人が傍聴できることが必須条件で、(1)と(2)の点を勘案すると、文科省の先の通知にも逆行する行為ではないでしょうか。

以上の疑問にお答えください。

以上